

25 監 第 188 号

平成25年10月18日

(一社) 長崎県建設業協会会長 様

長崎県土木部長



東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について

標記について、国土交通省より通知がありましたので別添の通り送付いたします。但し、この通知については、東日本大震災の被災地に限った運用であることに留意ください。

今後とも、施工管理のより一層の徹底に努められるよう、引き続きご指導方よろしくをお願いします。

問い合わせ先

長崎県土木部監理課

建設業指導班 松尾

電話(095)894-3015